

資料 1

吉野熊野国立公園  
西大台地区利用適正化計画

(070222 案)

平成 19 年 2 月 22 日

## 【目 次】

1. 背景 .....	1
1－1 西大台地区の自然の概況 .....	1
1－2 西大台地区の利用の状況 .....	2
1－3 関係法令等の指定及び各種計画の策定状況 .....	3
1－4 保護及び利用の問題点、課題 .....	5
2. 利用の適正化を図るための基本方針 .....	7
2－1 利用適正化計画により達成すべき目標 .....	7
2－2 地区内での利用のあり方に関する基本方針 .....	7
2－3 地区内での自然環境の保護及び管理に関する基本方針 .....	7
2－4 地区内での利用施設の整備及び管理に関する基本方針 .....	7
3. 利用調整地区の指定に関する事項 .....	8
3－1 利用調整地区の名称 .....	8
3－2 利用調整地区の区域 .....	8
3－3 利用調整の期間 .....	8
3－4 その他 .....	8
4. モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項 .....	9
4－1 指標等の設定 .....	9
4－2 モニタリングの方法 .....	9
4－3 モニタリングデータの評価 .....	10
4－4 報告及び公表の方法 .....	10
5. 立入り認定の手続きに関する事項 .....	11
5－1 認定基準 .....	11
5－2 立入認定事務の実施方法 .....	12
5－3 注意事項（利用ガイドライン） .....	13
5－4 利用者の指導 .....	13
6. 自然ふれあいプログラムの提供等に関する事項 .....	13
7. 自然環境の再生、復元等に関する事項 .....	13
8. 利用施設の整備及び管理に関する事項 .....	13
9. 今後の課題 .....	14

西大台地区利用適正化計画案の変更箇所（060726 案→070222 案）

変更箇所	変更内容
各所	通称である「ドライブウェイ」を正しい名称の「県道大台ヶ原公園川上線」に修正。
2-2 地区内での利用のあり方に関する基本方針（6つの点）	レクチャーの受講は、同一年度で2回目以降の場合など免除となるケースもあるため、「必ず」という用語を削除。
2-4 地区内での利用施設の整備及び管理に関する基本方針（1つの点）	「ハード」という用語を削除。
3-2 (1) 区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 官報告示にあわせ「奈良県吉野郡上北山村大字小橡字大台山の一部」に修正。</li> <li>・ 利用調整地区の区域拡張に関する文章は、今後の課題であり9と重複するため削除。</li> </ul>
4-1 (1) 自然環境の状態	「外来種」を「外来生物」に修正。
5-1 (1) ①1日あたりの総利用者数の上限	「なお、繁忙期の具体的な月日については、年度ごとに定める」を追加。

変更箇所	変更内容
5－1（2）禁止行為その他の基準	採集並びに捕獲のための道具「網、竿」を採集並びに捕獲のための道具「網、竿等」に修正
5－1（3）注意事項（4つ目の点）	「立入り時に得た～」の後に「自然、公園利用及び利用調整地区の安全に関する」を追加。
5－2（2）受付の方法及び人数の調整方法	「具体的な方法については、申請要領を別途定める」を追加。
5－2（3）立入認定証の様式及び交付方法	自然公園法施行規則第13条の6の内容にあわせて「立入認定証には、利用調整地区の名称、立入認定証の有効期間（立入可能な日）、立入認定を受けた者の氏名、事前レクチャーの受講日時、その他必要な事項を記載した様式とする。」を追加修正。
5－3 本人確認、事前レクチャー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「・・・毎日実施する」の「毎日」を削除。</li> <li>・「免除する」を「免除することができる」に修正。</li> </ul>
6－1 自然ふれあいプログラムの作成等	「西大台」を「西大台利用調整地区」に修正。
9 今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「検討経過及び今後の課題」を「今後の課題」に修正</li> <li>・し尿、動植物の撮影、火器の使用について追加。</li> </ul>

## 1. 背景

大台ヶ原は紀伊半島の中心に位置する高山準平原であり、国内でも有数の多雨地域にトウヒやブナの森がまとまって形成されている。トウヒ群落を主とする「東大台」と、ウラジロモミーブナ群落を主とする「西大台」に大別される。近畿の大都市圏から比較的近く、様々な要因により森林生態系の衰退が進行している。かつての苔むす森の林床は乾燥化し、成木の枯死、ササの繁茂など顕著となり再生に向けた取組みが進められている。西大台においても同様の傾向はみられる上、後継樹がみられないなど衰退の兆候はみられるものの、相対的に良好な自然が残されていることから、森林の衰退を未然に防ぐ必要がある。一方、大台ヶ原は近畿圏に残された貴重な森林は、豊かな自然体験を提供するものである。利用マナーの低下のみられる大台ヶ原において、一定のコントロールのもと、質の高い利用を促進する必要がある。

### 1-1 西大台地区の自然の概況

東大台は西大台に比較して標高が高く、およそ標高 1550m以上の区域には亜高山針葉樹林帯のトウヒ群落が分布しており、その下部から広く西大台は、冷温帶性広葉樹林のウラジロモミーブナ群落が分布している。東大台のトウヒ群落はその分布の南限にあたり、西大台のウラジロモミーブナ群落は西日本の太平洋側においてブナが優占する森林がまとまって見られるのは大台ヶ原・大峰山脈において他にはない貴重な森林である。

#### (1) 地形・気象

大台ヶ原は台高山系の南端に位置し、日出ヶ岳を主峰とした標高 1,300m～1,695m にわたる地域で、非火山性隆起準平原であり、日本で希少な地形として注目されている。この台地状の地形の南側などには大蛇嵒、千石嵒などの断崖絶壁が形成され、台地から落ちる東ノ滝、中ノ滝、西ノ滝は東ノ川に流れる。

また国内有数の多雨地域で、年間降水量は約 4,800mm と多い。

#### (2) 植生

大台ヶ原の植生は、主に亜高山性針葉樹林と冷温帶性広葉樹林から成立している。

そのうち標高 1,550m以下の西大台は、西日本でも貴重な太平洋型ブナの優占する冷温帶性広葉樹林がまとまってみられる地区である。

#### (3) 生物相

大台ヶ原では以下 ①～⑥ に示す動植物が記録確認されており、その中でも特に西大台は、生物多样性の優れた地区として注目されている。

##### ① 植 物

日本有数の多雨地帯であり、湿潤で冷涼な気候が特徴で、冷温帶性植物、着生植物、岩崖性植物が豊富であり、北方系の遺存植物や山岳性の植物が多い。また岩場には、オオダイトウヒレンやハクロバイが生育している。これまでにコケ類を含め、45 科 860 種が記録確認されている。

## ② 哺乳類

ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンジカなどの大型哺乳類をはじめ、レッドデータブックでは準絶滅危惧種とされ国の天然記念物にも指定されているヤマネや分布上注目されるヤチネズミ、クロホオヒゲコウモリやノレンコウモリなどのコウモリ類など、これまでに合計 7 目 15 科 37 種が記録確認されている。

## ③ 鳥類

ルリビタキ、メボソムシクイ、ビンズイなど主に中部地方以北で繁殖する鳥の西日本での数少ない繁殖地となっており、これまでに 11 目 32 科 97 種が記録確認されている。

## ④ 爬虫類

ジムグリやヤマカガシを含む 2 目 5 科 9 種が記録確認されている。

## ⑤ 両生類

大台ヶ原が新種記載の際にタイプ産地となっているオオダイガハラサンショウウオやナガレヒキガエルなど 2 目 6 科 17 種が記録確認されている。

## ⑥ 昆虫類

昆虫類は種類が多いため全貌は明らかになっていないが、大台ヶ原を代表に紀伊半島の山地にしか産しないものとして、オオダイルリヒラタコメツキやセダカテントウダマシなどが挙げられる。また、大台ヶ原がタイプ産地であり、その名に「オオダイ」を冠している種も少なくない。

## 1-2 西大台地区の利用の状況

大台ヶ原は年間 25 万人の利用者数を記録する近畿圏でも有数の山岳観光地である。

歴史的には大峰山脈が靈場として多くの信仰登山者を集めてきたのに対し、大台ヶ原は地形や気象条件の厳しさから、明治以前は人が近づくことがほとんどない未開の地であった。

大台ヶ原の利用は、明治時代の信仰、修行の場としての利用がはじまりであった。その後、大正時代から登山者が増加し始め、登山の対象としての利用が主流となったと考えられる。

昭和 11 年に吉野熊野地区が国立公園に指定され、昭和 15 年に大台ヶ原地区が特別地域に指定された。昭和 36 年の県道大台ヶ原公園川上線（通称：大台ヶ原ドライブウェイ）開通後アクセスが容易になり、登山から観光の対象へと変貌していった。

現在、最も典型的な大台ヶ原の利用形態は、マイカーまたは観光バスで山頂部までアクセスし、そこを起点に日出ヶ岳、正木ヶ原、牛石ヶ原、大蛇嵒などを有する「東大台」を周回する日帰り利用である。西大台にも駐車場を基点に周回利用できる歩道が整備されているが、知名度の低さや迷いやすいなどのイメージにより比較的低密度の利用にとどまっている。山麓部との間を登山する利用者も少数である。

大台ヶ原は、5 月、8 月、10 月に利用のピークが見られ、平日に比べ土日祝日に利用が集中する。

1 日あたり平均入山者数（平成 16 年 11 月及び平成 17 年 4 月～10 月のカウンター調査結果。主な入山口通過人数の合計）は西大台で 23 人／日、東大台で 253 人／日である。「西大台」の利用は大台ヶ原全体の約 1 割程度である。1 日あたり最大入山者数は、西大台で 169 人／日、東大台で 1,939 人／日であった。

利用者へのヒアリング調査（平成 17 年度実施）では、西大台について、東大台と比べ利用圧が低く、自然の中の静寂性が保たれていることを評価する声が多く聞かれるものの、①駐車場を起点に比較的気軽な日帰り利用ができること、②東大台とは異なる魅力をもった自然を有すること、③すでに旅行社の

バスツアーの対象となっていることなどから、今後利用圧が増加する恐れがある。

### 1-3 関係法令等の指定及び各種計画の策定状況

#### (1) 関係法令等

##### ① 自然公園法

西大台地区の大部分は吉野熊野国立公園の特別保護地区に指定されている。大台ヶ原ドライブウェイ終着点の周辺は、利用拠点として集団施設地区（第2種特別地域）に指定されている。

##### ② 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

西大台地区の全域が国指定大台山系鳥獣保護区特別保護地区である。

##### ③ 土地所有現況

西大台地区はほぼ全域が環境省所管地である。奈良県有地（集団施設地区）、道路敷（県道大台ヶ原公園川上線）、村有地、民有地等に隣接する。

#### (2) 各種計画等

##### ① 吉野熊野国立公園（吉野地域）管理計画（平成13年12月）

本利用適正化計画の対象を含む吉野地域の管理計画において、利用に関する基本方針は以下の通り、規定されている。

自然特性を活かした山岳地域としての自然探勝型利用を推進し、利用者の季節的集中にともなう自然環境への影響の軽減等の検討を続けることが示されている。

大台ヶ原では、山頂付近まで車道が開通しシャクナゲの開花、夏季、紅葉の時期を中心に多くの人が訪れる地域である。この地域のすぐれた自然を保護しつつ、自然特性を活かした山岳地域として自然探勝型利用を推進する。また、当該地域は貴重な自然の残る山域であるが気象条件も厳しいことから、利用者に対し自然環境保全や安全対策についての普及啓発を図る。なお、利用者の季節的集中にともなう自然環境への影響の軽減及び快適な利用の増進のための検討を継続して行う。

また、保全方針のなかで、東大台地区のトウヒ林は「当該地区に集中する利用者による自然への影響を軽減するため、周辺環境との調和を図りながら歩道等既存施設の充実と利用者に対する普及啓発を図る」、西大台地区のブナ林は「多数の利用者が入り込むことのないよう、積極的な施設の整備は行わない」と定め、公園事業取扱方針のなかでは、西大台の歩道を「登山道」、東大台の歩道を「自然観察路」と位置づけるなど、東大台と西大台を区分して保全または整備を図るよう定められている。

## ② 大台ヶ原自然再生推進計画（平成 17 年 1 月）

大台ヶ原では昭和 61 年度に「大台ヶ原トウヒ林保全対策検討会（平成 12 年度より大台ヶ原地区植生保護対策検討会と改称）、平成 13 年度に「大台ヶ原ニホンジカ保護管理検討会」を設け、様々な森林保全対策事業を進めてきたが、従来の森林保全対策に加え、利用対策の充実による人為的インパクトの軽減や周辺地域との関連を含めた総合的な視点の必要性から、平成 14 年「大台ヶ原自然再生検討会」を設置し、およそ 2 年間にわたる調査と検討の結果、「森林生態系保護再生計画」「ニホンジカ保護管理計画」「新しい利用のあり方推進計画」の 3 つの計画からなる「大台ヶ原自然再生推進計画」を平成 17 年 1 月に取りまとめたところである。

新しい利用のあり方推進計画において、大台ヶ原では、利用の「量」の適正化と「質」の改善を通じ、利用による自然環境への影響を極力抑えるとともに、質の高い自然体験・環境学習を可能とすることにより、大台ヶ原を「新しいワイルドネスの山」とすることを目的とすることが掲げられている。

そして、本計画の実現を図るための基本方針として、①「マイカー規制の実施—パーク & シャトルバスライドー」、②「より良好な森林地域の保全の強化—利用調整地区の設定」、③総合的な利用メニューの充実（登山道・自然観察路の充実、キャンプ指定地の設置、山上駐車場周辺の活用、自然解説・自然体験プログラムの充実、情報提供・情報発信の充実、ビジターセンター機能の充実）が提言されている。

本利用適正化計画は、基本方針②「利用調整地区の設定」を受けて、その利用の適正化を図るために当たって、様々な関係者による合意形成の下で利用の調整等に関する各種事項を定めることにより、公園利用の適正化を円滑に進め、利用調整地区の風致景観を維持し、かつ、より深い自然とのふれあい体験を提供することを目的として作成する。

## 1-4 保護及び利用の問題点、課題について

### (1) 大台ヶ原の課題について

東大台の正木峠を中心とした地区では、昭和30年代の伊勢湾台風等の大型台風による大量の風倒木とその搬出を契機に、林冠開放による林床の乾燥、コケ類の衰退、ミヤコザサの分布域の拡大が始まった。また、県道大台ヶ原公園川上線の開通に伴う公園利用者数の増加やミヤコザサ現存量の増加に伴うニホンジカ個体数の増加もミヤコザサ以外の林床植生の衰退を加速化した。これらの結果、倒木更新など亜高山性針葉樹林の森林更新に必要な条件が悪化し、森林の衰退が始まった。さらに、同時期に周辺部においても伐採面積の拡大によってニホンジカの餌となる植生の増加などその好適生息環境が生まれ、周辺部を含めニホンジカ個体数が増加した。周辺部の一部の個体はミヤコザサが拡がりつつある大台ヶ原に移動し、さらに大台ヶ原のニホンジカ個体数が増加したため、樹木の後継樹や樹皮にまでシカによる採食が目立つようになった。これらの把握しやすい要因に加えて、十分に解明されていない要因も含む複合的な要因が森林植生の衰退をもたらしていると考えられる。

### (2) 西大台地区の課題について

東大台において亜高山性針葉樹林を中心に森林の衰退が顕在化する一方、比較的健全な自然林が残っているとされている西大台の冷温帶性広葉樹林においても下層植生や後継樹の減少などが確認されている。

また、施設整備を積極的に行っていない西大台においては、定められた歩道以外のルートからの立ち入り、ペットの持ち込み、ゴミ不法投棄等の行為も確認されている。自然環境に悪影響を与える行為の禁止、注意事項の徹底により利用マナーを向上させる必要がある。

#### ① 森林の衰退の兆候

西日本でも貴重な平洋型ブナが優占する冷温帶性広葉樹がまとまって分布しており、利用密度は低く原生的な雰囲気を体験できる地区であるが、森林衰退の兆候がみられる。

自然再生推進計画では大台ヶ原の植生を7つのタイプに区分し、西大台に典型的な「タイプVI」、「タイプVII」についてはいずれも樹冠を構成する樹種は比較的健全であるが、後継樹がほとんど生育していない点で森林の更新過程に問題が生じていると評価している。

17年度に実施した樹幹着生の蘚苔類調査では、乾燥耐性の強い種の侵入が確認されている。

##### ◆タイプVI（ブナースズタケ密）→損なわれている過程：「後継樹」

- ・林冠構成樹種の種子散布がある。
- ・後継樹はほとんど生育していない。実生は生育しているが少ない。
- ・下層植生はスズタケが優占しており、スズタケの稈高が高い。

##### ◆タイプVII（ブナースズタケ疎）→損なわれている過程：「後継樹」

- ・林冠構成樹種の種子散布がある。
- ・後継樹はほとんど生育していないが、実生は生育している。
- ・下層植生はミヤマシキミが優占しており、スズタケはほとんど生育していない。

## ② 利用圧の増加傾向

利用圧増加による影響を受けやすく、既に歩道の洗掘や複線化、休憩に利用される場所での下層植生の衰退、裸地化などの影響が確認されている。

現況においては自然観察路として整備されている東大台に利用者が集中しているため、①駐車場を起点に日帰り利用ができること、②自然体験の場としてポテンシャルが高いこと、③すでに旅行社のバスツアーが増えていることなどから、今後利用圧が増加する恐れがある。

## ③ 利用マナーの低下

歩道外への立入り、定められた歩道以外のルートからの立入り、ペットの持ち込み、ゴミ不法投棄等森林生態系に影響を及ぼすおそれの高い行為がみられる。また、動植物、魚類の盗採の行為についても指摘されている。

## ④ 自然体験の質の低下

ピーク期には過半数の利用者が混雑感を抱いており、原生的な雰囲気や静寂が確保されていないことがある。利用者の増加により喧騒が持ち込まれ、享受できる自然体験の質が低下するおそれがある。

## 2. 利用の適正化を図るための基本方針

### 2-1 利用適正化計画により達成すべき目標

相対的により良好な森林が存在し、質の高い自然とのふれあい体験が可能な西大台地区において、利用調整地区を指定し、自然環境への負荷の増大を防ぐとともに、より質の高い自然体験を享受する場として持続的な利用を図り、将来世代に自然環境を継承することを目標とする。

### 2-2 地区内での利用のあり方に関する基本方針

- ・ 利用者が自ら自然とふれあう体験を通して自然の神秘を五感で味わうことを基本姿勢とする。
- ・ 大台ヶ原の豊かな自然環境を体験するにふさわしい静寂性が確保され、自然環境の保全に影響が生じない程度の利用密度に誘導する。
- ・ 利用による自然環境の影響を自然の回復力の範囲にとどめるため利用人数の調整を行う。利用人数の調整は、各種データやモニタリング調査を踏まえたものとする。
- ・ より質の高い自然体験を享受するため、地域の自然等を解説するガイドなどが同行することを推奨する。
- ・ 立入り者は、自然環境に負荷を与えることなく持続的な利用を図るために設定されたルールのもと、立入り後は利用者個人の自己責任のもとで行動する。
- ・ 立入り者は、立入りの前に大台ヶ原ビジターセンターにおいてレクチャーを受講し、利用のルール、注意事項について理解する。
- ・ 西大台周回歩道を中心とする自然探勝以外の立入り者（登山に際しての通過利用、登攀等）についても利用調整の対象とし、一定のルールのもと適切に利用する。

### 2-3 地区内での自然環境の保護及び管理に関する基本方針

- ・ 西大台地区の自然環境の保護に関しては「大台ヶ原自然再生推進計画」（平成17年1月）に基づき、保護・再生の取組みを推進するとともに、現状を悪化させることのないよう適切に管理する。
- ・ 過剰利用、不適切な利用や自然災害などによる劣化・荒廃の状況について、巡視や情報収集により常に把握するとともに、利用調整の効果について検証するため指標種等のモニタリング調査を継続的に実施する。

### 2-4 地区内での利用施設の整備及び管理に関する基本方針

- ・ 歩道や標識等の施設の整備は必要最小限とする。各種の情報の提供や事前レクチャー、地区内の状況を熟知したガイドの同行を推奨し、原生的な雰囲気、静寂を保持する。
- ・ 「自己責任」意識の普及啓発を行い、安全な利用を促進する。
- ・ 現場において境界線を明確化し、利用調整地区の所在、行為規制等を周知するための標識、制札等について、隣接する土地所有者、関係機関の協力のもと、設置する。

### 3. 利用調整地区の指定に関する事項

#### 3-1 利用調整地区的名称

西大台利用調整地区

#### 3-2 利用調整地区的区域

##### (1) 区域

奈良県吉野郡上北山村大字小槻字大台山の一部

地理的あるいは施設的条件から利用者の出入りをコントロールし適切に管理することが現実的に可能な区域として別図の区域を指定する。(※別図添付)

##### (2) 地区の区域を示す標識等

利用調整地区の存在を利用者に周知するため、利用調整地区の概要、区域などを示す標識、立入りに際し手続きを要することなどを掲示する制札、境界線を明確にするための杭等を設置する。

既存施設の取扱いも含め、野生動物の生息や景観に配慮してこれら施設を整備する。

#### 3-3 利用調整の期間

大台ヶ原の利用は、アクセス道であるドライブウェイ（県道）の開通している開通期間にほぼ一致することから、4月から11月までの期間を対象とする。

なお、具体的な月日については、気象条件等をふまえたドライブウェイの状況や、大台ヶ原の利用実態等を勘案し、毎年度ごとに定める。

#### 3-4 その他

##### ○ 利用調整地区的指定の広報及び周知の方法

利用者はもとより地域住民、事業者を含め、利用調整地区的設定および考え方について広く情報発信し、周知の徹底を図る。

利用調整地区に立入る際に手続きが必要であることを周知するためパンフレットを作成し、ビジターセンターを中心に情報発信するほか、関係機関の協力を得て、大台ヶ原を紹介するガイドブックや地図、ポスターへの掲載、関係機関のホームページにおける情報発信など多様なツールを活用し幅広く情報を提供する。

#### 4. モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項

大台ヶ原においてはこれまで、自然災害等による歩道の通行止め措置などを除き、立入り人数の制限等を実施した実績はなく、入込み数や利用者層も社会情勢の変化や時代背景、当該年の気象条件等により大きく変動してきた。

利用調整の効果について正確に予想することは極めて困難であり、目標設定とその達成状況に応じ、計画内容の適切な見直しを行っていく。

このことを十分に勘案し、認定基準等は理想を掲げつつ現実的な数値を設定する。当面は極端な制限は行わず、モニタリングにより検証していく中で段階的に完成度を高めていくこととし、モニタリング、評価及び計画への反映が継続的に実施される仕組みを内在させていく。

一方、大台ヶ原自然再生推進計画（平成 17 年 1 月）に基づいて大台ヶ原の自然再生を目指した取組みが展開されており、これら取り組みについてモニタリングが実施されていることから連携し、自然環境や利用に関するデータを活用していく。

その上で、利用調整地区の効果を評価するための指標等の設定、モニタリングの方法、データの評価、報告及び公表の方法等について検討していく。

##### 4-1 指標等の設定

###### (1) 自然環境の状態

大台ヶ原における利用による自然環境への影響については、これまで自然再生の取組みの中で、踏み込みに強い植物種の分布や外来生物の分布、人や車の通過数と出現鳥類数の関係などが調査されている。平成 17 年度から蘚苔類による利用影響の把握の可能性についても調査が行われている。

利用調整地区の指定にあたり、利用圧との関係、指標生物等によるモニタリング項目については、専門的検討を経て設定する。

- ・踏み込みに強い植物種の分布
- ・指標生物種の生息状況
- ・裸地面積や歩道の複線化、洗掘状況

###### (2) 利用のあり方

利用に関する基本的なデータとして、利用人数や利用者の属性等に関し調査を継続する。

さらに、利用者の自然環境や利用密度に関する満足度、自然の理解度、利用調整地区制度への意見等の項目を設定する。

- ・利用人数、利用者層等（カウンターデータの分析、認定者データの分析）
- ・利用者の動向（自然環境や利用密度への満足度、自然の理解度、利用調整地区への意見等）

##### 4-2 モニタリングの方法

大台ヶ原自然再生評価委員会との連携のもと、具体的なモニタリングデータの種類、収集者、収集時期、頻度および方法について設定する。

#### 4-3 モニタリングデータの評価

大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会の各部会等において評価を行い、必要に応じ利用適正化計画の変更を行う。

#### 4-4 報告及び公表の方法

モニタリングデータおよびその評価結果と利用適正化計画の変更案については、大台ヶ原自然再生のホームページへの掲載のほか、広範かつ迅速に周知を図ることとする。

なお、希少動植物の分布情報等の取扱いについては注意する。

## 5. 立入り認定の手続きに関する事項

### 5-1 認定基準

「量の適正化」と「質の改善」を両輪として新しい利用のあり方を推進する観点から、認定基準において禁止事項や注意事項などの遵守と、人数の上限設定等の利用の調整の方法を定める。

当面は、人数、禁止行為、注意事項について定め、今後、モニタリングの結果や管理運営の実態等を踏まえ、必要に応じ追加・修正を行う。

#### (1) 人数

「1日あたりの総利用者数の上限」と「1団体あたりの人数の上限」を設定し、特定の時期における利用の集中を緩和し自然環境の荒廃を防ぐとともに、豊かな自然を体験するにふさわしい静寂性の確保を目的とし適正な利用密度へ誘導する。

なお、今後の課題として、特定の時間帯における集中を避けるため、時間帯別の上限を設定することや、区域ごと、利用形態ごと（周回歩道利用、登山利用等）に利用者数の上限を設定することなどを検討していく。

##### ① 1日あたりの総利用者数の上限

1日あたり総利用者数の上限を設定し、利用時期を分散し（土日祝日から平日へ、繁忙期から閑散期へ等）、年間を通した利用人数の平準化を図る。設定人数については、前年度の利用状況調査のモニタリング結果等をもとに、西大台地区利用適正化協議会において年度ごとに定める。

当面、以下の観点から上限の設定を行う。

- ・繁忙期（春期、夏期、秋期）を中心に極端に集中している土日祝日の利用者数を抑制する。  
（年間を通して100人を超える日が10日程度あることから、まず極端な集中による悪影響を回避する。）
- ・平日は、原生的な雰囲気と静寂が確保されていることから、これを保持する。  
（ただし、繁忙期（春期、夏期、秋期）を中心に比較的利用の多い平日については、土日祝日から移行することも想定し、考慮して上限を設定する。なお、繁忙期の具体的な月日については、年度ごとに定める。）

繁忙期の土日祝日：100人

繁忙期の平日、繁忙期以外の土日祝日：50人

繁忙期以外の平日：30人

##### ② 1グループあたりの人数の上限

一時に大人数が利用することによる自然環境への影響を抑えるとともに、静閑な雰囲気の中で大台ヶ原の自然を味わうことができるよう誘導する。

現地において声の届く範囲、人の姿の見える範囲などを考慮し、無理なくガイドの説明などを聞くことができる人数として、1グループあたりの人数の上限を10名とする。

## (2) 禁止行為その他の基準

利用調整地区に共通の禁止事項として以下の行為が定められている。

### 全ての利用調整地区に共通の禁止事項

項目	自然公園法施行規則（第十三条の四）の表現
生きた動植物の持ち込み	生きている動植物（食用に供するもの及び身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。
野生動物への給餌	野生動物に餌を与えること。
野生動物に影響をおよぼす撮影、観察等	野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める方法により撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。
ごみ等の廃棄	ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
球技等の野外スポーツ	球技その他これに類する野外スポーツをすること。
花火、拡声器等の使用	非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。

西大台利用調整地区は全域が国立公園特別保護地区に指定されており動植物の採捕は規制されているが違法行為等も報告されている。このため、採集並びに捕獲のための道具（網、竿等）およびこれに準ずるものを持ち込みを禁止行為として定める。

なお、必要に応じ追加・修正を行う。

## (3) 注意事項

利用者が行うべき注意事項として、以下の件を定めます。

- ・自己の責任における安全管理のために必要な情報の入手及び理解並びに技術の習得
- ・自己の責任における安全管理の徹底
- ・事前レクチャーの受講
- ・立入り時に得た自然、公園利用及び利用の安全に関する情報の管理者への報告

注意事項を周知し、遵守させるため、注意事項等を記載した利用の手引等文書の作成及び事前配布、ビジターセンターにおける現場のリアルタイム情報の提供等を実施する。

## 5-2 立入認定事務の実施方法

### (1) 認定を行う事務所の場所

別途指定する指定認定機関の所在地において行う。

なお、この所在地は、可能な限り利用調整地区所在の周辺市町村内とする。

### (2) 受付の方法および人数の調整方法

申請は、郵送又は窓口において受付を行う。申請にあたって、申請書の他、事務手数料（1人1000円を上限として定める額）を納入する。具体的な方法については、申請要領を別途定める。なお、インターネットによる申請の受付は、指定認定機関の通信環境の整備及び事務実施体制状況に応じ、順次導入を検討していく。

なお、申請は、先着順に受付を行い、受付順に審査を行う。

### (3) 立入認定証の様式及び交付方法

立入認定証には、利用調整地区の名称、立入認定証の有効期間（立入可能な日）、立入認定を受けた者の氏名、事前レクチャーの受講日時、その他必要な事項を記載した様式とする。

審査終了後、立入認定証の交付とともに、事前に大台ヶ原ビジターセンターにおいて本人確認を行い、レクチャーを受講する必要がある旨、郵送にて通知する。

## 5-3 本人確認、事前レクチャー等

立入認定証の交付を受けた者は、立入認定証を持参して、立入りの前に大台ヶ原ビジターセンターにおいて認定者本人である確認を受けた上、事前レクチャーを受講し、現地の状況や立入りにあたっての利用のガイドラインについて理解した上で立ち入らなければならない。

事前レクチャーは、大台ヶ原ビジターセンターにおいて、実施する。

同一年度内に限り受講歴のある者は、レクチャーを免除することができる。（ただし、本人確認は必要）

## 5-4 利用者の指導

大台ヶ原ビジターセンターを拠点とし、西大台利用調整地区の指定について周知徹底を図るとともに、立入り者からの報告のほか、通常の巡視活動において地区内の状況を把握するなど情報収集に努める。

大台ヶ原パークボランティアほか関係者の協力を得て、巡視を実施し、リアルタイムの自然の情報や歩道の現況、危険箇所の有無など、ビジターセンターの情報提供やレクチャーの内容に反映させて利用者への指導を適切に行う。

#### ○巡視計画

巡視、指導等の箇所、頻度等を定めた巡視計画を毎年度ごとに定める。

西大台地区利用適正化協議会の構成員はそれぞれの役割に応じ巡視、指導等を行うとともに、年に数回、協議会主催の合同パトロールを実施する。

通常の巡視ルートは、歩道沿いの状況把握を中心に行うが、歩道からはずれた場所の踏み後の状況や、県道大台ヶ原公園川上線沿線などから手続きをしないで立入る者がいないか監視する。

巡視のポイントについては所定の様式を定め記載するものとし、事前に巡視実施者は、計画書を吉野自然保護官事務所に提出する。

実施日は利用者数の多い土日を含め最低週2日程度は行うこととし、現地の状況を熟知した者を含む2名で行うこととする。

春期、秋期の土日祝日などは、協議会により合同パトロールを実施するなど巡視の体制を強化するとともに、大雨、台風通過後など気象変化、季節変化に応じて実施する。

### 6. 自然ふれあいプログラムの提供等に関する事項

#### 6-1 自然ふれあいプログラムの作成等

西大台利用調整地区を案内するガイド等に向けた情報や研修の機会等を提供する。

さらにより深い自然体験のために、大台ヶ原の自然を熟知したガイドによる自然ふれあいプログラムとして推奨すべき興味地点、コース等をまとめ、ガイド付き限定で利用することも将来に向けた課題として検討する。

#### 6-2 ガイド付き立入りの推奨、ガイド人材の育成

利用マナーを徹底し、利用の安全を確保するとともに、利用者により質の高い体験を提供するためには、大台ヶ原の自然を熟知したガイドの同行が効果的であることから、大台ヶ原の自然等を熟知した者の随行を推奨する。

ただし、現状では、大台ヶ原におけるガイド制度が未整備であることから、ガイド推奨のための仕組みの整備と人材育成を促進すべく関係機関間において協議していく。

### 7. 自然環境の再生、復元等に関する事項

大台ヶ原自然再生推進計画（平成17年1月）に基づき、自然環境の再生、復元に資する取組みを推進する。

### 8. 利用施設の整備及び管理に関する事項

現場において境界線を確認し、利用調整地区の所在、行為規制等を周知するための標識、制札等について、隣接する土地所有者、関係機関の協力のもと、設置する。

大台ヶ原駐車場や登山道からの入り口部分にはゲートを設置するとともに、境界線沿いには制札等を設置する。また、進入の容易な箇所を中心に柵を配置し、県道大台ヶ原公園川上線沿い等については重点的に整備を進める。

なお、設置にあたっては野生動物の生息や景観に配慮する。

## 9. 今後の課題

### ○今後の課題

本適正化計画は、現時点での知見、データ等をもとに検討されたものであるが、モニタリングの結果や実際の管理運営の状況等をふまえ、必要に応じ追加・変更等を行うものである。

西大台利用適正化計画検討協議会における議論において中長期的な事項も含め、以下の課題について今後さらなる検討を行う。

#### (1) 利用調整地区の区域について

森林等の自然環境が同等の資質を有している県道大台ヶ原公園川上線北側（三津河落山斜面）など周辺の森林についてもモニタリングを実施し、今後の保護方策の検討を進める。

#### (2) 利用適正化の手法について

本計画においては「1日あたりの総利用者数の上限」と「1団体あたりの人数の上限」を設定し、利用適正化をはかることとしている。

モニタリングの結果や利用の状況等を踏まえ、特定の時間帯における集中を避けるため、時間帯別の上限を設定することや、区域ごと、利用形態ごと上限設定等の組み合わせも検討していく。

また、人数以外の認定基準についても必要に応じ追加・修正を行う。

#### (3) ガイド推奨の仕組みについて

現状では、大台ヶ原においてはガイドを推奨する制度が未整備であることから、関係機関の協力のもと、ガイド推奨のための仕組みのあり方について早急に検討する。さらに、ガイド人材を養成するための支援方策について検討する。

#### (4) 利用する区域について

利用調整地区内においては現行の公園計画の歩道を利用することを原則としている。

より深い自然体験のため、上記のガイド付きに限定し、自然ふれあいプログラムとして利用可能な区域等についても検討する。

#### (5) その他

し尿の問題、野生動物に影響をおよぼす方法による撮影、観察等の制限、火器の使用等については、その取扱いについて検討していく。

## 利用調整地区に係る告示予定事項

### ○告示事項：利用調整を行う期間

自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）第 13 条の 4 第 2 号の規定に基づき、吉野熊野国立公園西大台利用調整地区における環境大臣が定める期間は、平成 19 年は、9 月 1 日から 11 月 30 日までとする。

### ○告示事項：一日当たりの利用者的人数の上限

- 一 平日は 30 人、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日（以下「休日等」という。）は 50 人とする。ただし、平成 19 年については、9 月 29 日から 11 月 4 日までの平日は 50 人、これらの休日等は 100 人とする。
- 二 1 グループ当たりの利用者的人数の上限 10 人

### ○ 告示事項：環境大臣が定める注意事項

- 一 自己の責任における安全管理のために必要な情報の入手及び理解に努めるとともに、技術の習得に努めること。
- 二 自己の責任における安全管理の徹底に努めること。
- 三 利用調整地区への立入りの前に、大台ヶ原ビジターセンターで近畿地方環境事務所（含む吉野自然保護官事務所）が行う事前レクチャーを受講すること。
- 四 利用調整地区への立入り時に得られた自然、公園利用及び利用の安全に関する情報を近畿地方環境事務所に報告すること。

### ○告示事項：環境大臣が定める立入認定基準

動植物の採取及び捕獲のための道具（網、竿等）並びにこれに準ずるものを持ち込むものでないこと。

### ○告示事項：指定認定機関の指定

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、吉野熊野国立公園の西大台利用調整地区の指定認定機関を指定し、同条第 5 項の規定に基づき次のとおり告示する。

指定認定機関の名称：－

### ○告示事項：認定等に関する手数料

自然公園法施行令（昭和 32 年 9 月 30 日政令第 298 号）第 19 条第 1 号で環境大臣が定める認定に係る手数料は一円（※上限 1,000 円で検討中）とする。また第 19 条第 2 号で環境大臣が定める立入認定証の再交付に係る手数料は一円（※上限 600 円で検討中）とする。